

1. (6)

■中期目標

(5) 機構の業務の適切な実施のための取組み

機構の業務の適切な運営の確保を図るとともに、社会的な責任を果たしていくため、内部統制の充実・強化や情報セキュリティ対策に取り組むとともに、業務の透明性の確保のための取組みや環境対策を推進する。

まず、国の動向や他の独立行政法人の取組みを参考にし、内部統制の充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

業務全般、独立行政法人会計基準等に従って作成した財務情報等について広く情報公開を推進するとともに、外部の知見の積極的な活用を図り、業務運営の透明性を確保する。

さらに、業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮するとともに、自然環境保全対策、地球温暖化対策等に努める。

■中期計画

(6) 機構の業務の適切な実施のための取組み

国の動向や他の独立行政法人の取組みを踏まえつつ、理事長を委員長とする内部統制委員会を中心に、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うなど、内部統制の充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティに関する研修・自己点検を行うなど、情報セキュリティ対策を推進する。

さらに、業務の透明性の確保と対外的な情報提供を推進するため、主な業務の実施状況、役職員の給与水準、入札結果や契約の情報、財務の状況等について、ホームページ等においてわかりやすい形で公表する。

業務の実施に当たって、第三者委員会を適切に活用するなど外部の知見の積極的な活用を図る。

機構が果たしている役割、業務について国民の理解を促進するため、ホームページや広報誌を通じた広報はもとより、イベント、現場見学会等の機会を通じて、業務内容等の情報提供に努める。

また、業務の実施に際しての環境負荷を低減するため、機構で定める「環境行動計画」に基づき、温室効果ガス（CO₂）排出量の削減に向けたオフィス活動における取組みのほか、職員の環境意識の向上に資する研修等の実施、建設工事等により発生する建設廃棄物のリサイクルやグリーン調達等の取組みを強化する。また、これらの取組みの状況や成果を盛り込んだ「環境報告書」を毎年作成し、公表する。

■平成 25 年度計画

(6) 機構の業務の適切な実施のための取組み

国の動向や他の独立行政法人の取組みを踏まえつつ、理事長を委員長とする内部統制委員会を中心に、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うほか、研修や説明会の開催等を通じて、内部統制の充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、新規業務従事者等に対する研修、情報セキュリティ管理者等による自己点検及び情報セキュリティ監査責任者による監査を行うなど、情報セキュリティ対策を推進する。

主な業務の実施状況、役職員の給与水準、入札結果や契約の情報、財務の状況等につ

いて、ホームページ等においてわかりやすい形で公表する。

業務の実施に当たって、外部有識者で構成された第三者委員会における意見等を踏まえ、これを適切に実際の業務運営等に反映させるなど外部の知見の積極的な活用を図る。

機構が果たしている役割、業務について国民の理解を促進するため、ホームページを引き続き充実させる。また、PR用DVDや広報誌を通じたよりわかりやすい広報活動を着実にを行うとともに、機構業務全般のパンフレットについて事業の実施状況に合わせた見直し作業を進める。さらに、イベント、現場見学会等の機会を通じて、国民に対する情報発信を積極的に進める。

機構で定める「環境行動計画」に基づき、温室効果ガス（CO₂）排出量の削減に向けたオフィス活動における取組みのほか、各業務における環境負荷の低減に係る取組みを着実に推進する。

また、職員の環境意識の向上等を目的とした研修を実施するとともに、建設工事等により発生する建設廃棄物のリサイクル及びグリーン調達等の取組みを実施する。

機構の環境対策への取組状況や成果を盛り込んだ「環境報告書2013」を作成し、ホームページ等を活用して、公表する。

■年度計画における目標設定の考え方

○内部統制に関する取組み

内部統制については、これまでも倫理規程の制定、公益通報者保護の体制整備、内部監査の実施、個人情報の適切な管理等の施策を実施してきたところであるが、平成19年12月の「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、国土交通大臣からの中期目標の指示等において、内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備等を求められたことから、理事長を委員長とした内部統制委員会を設置している。平成25年度においては、平成24年度における内部統制に係る取組み成果や国の動向等を踏まえつつ、内部統制委員会の下、引き続き内部統制の拡充・強化を図ることとした。

○情報セキュリティ水準を適切に維持するための取組み

「国民を守る情報セキュリティ戦略」（平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定）に基づく年度計画である「情報セキュリティ2012」（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）及び「サイバーセキュリティ2013」（平成25年6月27日情報セキュリティ政策会議決定）における「独立行政法人等における情報セキュリティ対策の推進」の内容に対して具体的に取り組むこととした。

○業務運営の透明性の確保に関する取組み

機構が実施する各業務、財務情報等についてホームページ等を活用しつつ、情報発信を積極的に進める。また、業務の実施に当たっては、第三者委員会における意見等を反映することにより、業務運営の透明性を確保することとした。

○環境対策に資する取組み

機構として独自に策定した「環境行動計画」を顧慮し、平成24年度における環境対策

に資する取組みの状況の実態や最新の情勢等を踏まえて、各業務における環境負荷の低減に係る取組みを着実に推進するとともに、「環境報告書 2013」については、これらの取組みに関する最新の状況を国民に対して分かりやすく提示するため、図表や写真等を多用し、専門的な用語等には注釈を付すなど、記載には十分に配慮することとした。

■当該年度における取組み

○内部統制に関する取組み

内部統制委員会の下、「平成 25 年度内部統制に係る取組計画」に基づき、以下の取組みを行った。

1. 理事長のリーダーシップを発揮できる環境整備（組織にとって重要な情報の把握）
機構内のコミュニケーションの円滑化を図り、各部署から十分な情報が速やかに理事長へ提供される体制を構築するため、以下の取組みを実施した。
 - (1) 理事会の開催
 - (2) 理事長打合せの開催
 - (3) 理事長等と監事による懇談会の開催
 - (4) 理事長等と地方機関の長等との意見交換の実施
 - (5) 理事長と若手職員等との意見交換会の開催
 - (6) 常日頃からの円滑なコミュニケーションの実現に係る理事長及び各担当役員等による積極的な働きかけ

2. 機構のミッション（基本理念等）・内部統制に係る取組みの役職員への周知徹底
機構のミッション達成に向けた法人の長としての業務方針を明確化し、役職員に自らの職務の位置付けを認識させるため、以下の取組みを実施した。
 - (1) 役員等による訓示・挨拶等において基本理念等の積極的な引用
 - (2) 新入職員、社会人採用職員及び本社新任管理職を対象とした内部統制研修の速やかな実施と基本理念等を印刷したカードの配布
 - (3) 内部統制に係る取組みについて、イントラネット及び電子メールを活用して全社的に周知

3. 機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応
機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の芽を早期に摘み取り、理事長を中心とする適切な組織・業務運営体制を構築するため、以下の取組みを実施した。
 - (1) 内部統制委員会において、役員クラスによる分野横断的な議論を経て、要対応リスクを決定
 - (2) 一般職を対象とした階層別研修においても、リスク管理に関するカリキュラ

ムを新設

- (3) 地方機関における管理職を対象としたリスク管理に係るグループディスカッションの実施
- (4) 地方機関における防災・危機管理体制の充実のためのマニュアル等の整備
- (5) 緊急時の外部対応に備えるため、危機管理対応講習を実施

4. 法令遵守に向けた取組み

平成 25 年 9 月以降、公正取引委員会及び東京地方検察庁の調査・捜索を受け、平成 26 年 3 月に関係職員 2 名が入札談合等関与行為防止法違反容疑で在宅起訴及び略式起訴され、同月に公正取引委員会より機構に対して同法に基づく改善措置要求等が行われ、理事長が国土交通大臣より文書による嚴重注意処分を受けた。

今後、公正取引委員会から受けた改善措置要求等に関して、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために徹底した調査を行い、必要な改善措置を速やかに講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた改善措置の内容について公表する。そのため、平成 26 年 3 月 27 日に外部の中立的な有識者からなる第三者委員会を立ち上げた。今後、第三者委員会による厳正な調査等の終了後、報告書を公表する予定である。

当面の再発防止対策として平成 26 年 3 月 4 日に以下の内容を公表した。

<当面の再発防止策>

(1) コンプライアンス体制の強化

- ① コンプライアンス関係規程の整備による体制の確立
 - ・コンプライアンス担当理事の設置
 - ・本社、地方機関ごとにコンプライアンス推進組織の設置
- ② コンプライアンス研修・講習会の強化
 - ・職員を対象とした「談合防止に関する講習会」の実施
 - ・契約担当職員を対象とした「契約業務に関する研修」の実施
- ③ 内部監査体制の強化
- ④ 社外における公益通報窓口の設置
- ⑤ 発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備

(2) 入札・契約監視機能の強化

- ① 入札監視委員会等の機能強化
 - ・入札監視委員会等の審議対象に高落札率の全契約を追加
 - ・入札監視委員会の審議範囲をブロック単位毎から支社・局単位毎に細分化
 - ・理事長に対する意見具申の仕組みの確立
- ② 公正入札等調査特別委員会の運営の見直し
 - ・工事担当者以外の者による事業者・職員への調査

- ③ 一者応札案件に対する監視の強化
- ④ 入札・契約結果の時系列的監視・分析・報告
 - ・落札率の状況等に関する事後的・統計的分析の実施
 - ・特定分野の入札状況等に関する事後的分析の実施
- (3) 入札契約手続きの見直し
 - ① 入札不調案件に係る再入札機会の拡大
 - ② 建築工事と小規模な空調設備工事等の一括発注
 - ③ 異常な応札状況となった場合の入札のやり直し
- (4) 情報管理の徹底
 - ① 外部事業者等との接触の制限
 - ・工事担当職員の入札参加業者との接触制限
 - ・外部事業者との打合せ場所の制限
 - ② 外部からの不当な働きかけに対する報告の徹底
 - ③ 発注に係る秘密情報などへの情報接触者の限定
 - ・発注事務に係る秘密情報の管理責任者の明確化
 - ・発注事務の各段階における留意点についてのマニュアルの整備
- (5) ペナルティの強化
 - ・誓約書違反及び入札談合の再犯に関する違約金加算条項を新設（WTO対象以外の工事）
- (6) 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証
 - ① コンプライアンス推進組織による法令遵守の取り組み等の定期的検証
 - ② 本社・地方機関における応札状況の透明化・情報公開

○情報セキュリティ水準を適切に維持するための取組み

機構の情報セキュリティレベルの維持、向上を図るため、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルの一環として取り組んだ主な内容を以下に挙げる。

1. 平成25年9～10月に全国の新規業務従事者等303名に対して情報セキュリティ対策に関する研修を実施。
2. 平成25年9～10月には情報セキュリティ管理者238名に対する自己点検、平成25年12月にはシステム管理者18名に対する自己点検を実施。
3. 平成25年12月には平成25年度情報セキュリティ監査計画に基づき、自己点検結果を踏まえて選定した5つの課に対して、情報セキュリティ対策状況についての監査を実施。

○業務運営の透明性の確保に関する取組み

1. ホームページ等での公表

- (1) 鉄道建設、鉄道助成、船舶共有建造、高度船舶技術実用化、国鉄清算事業の業務内容、実施状況等について、ホームページ及び広報誌（鉄道・運輸機構だより）で公表した。
- (2) 平成 24 年度の役職員の報酬・給与等の水準について、平成 25 年 6 月 28 日にホームページで公表した。
- (3) 業務の透明性を確保する観点から、一定規模以上の取引関係を有する法人との間の取引等の状況に係る情報、工事等の発注見通し、入札公告、入札結果、契約の内容等の契約情報をホームページで公表した。また、「平成 24 事業年度財務諸表」は、平成 25 年 9 月 19 日の国土交通大臣からの承認後、同 9 月 20 日にホームページで公表した。

2. 第三者委員会の開催

外部有識者で構成された第三者委員会（中期計画推進・フォローアップ審議委員会、契約監視委員会、入札監視委員会、鉄道助成業務の審議等に関する第三者委員会、資産処分審議会、高度船舶技術審査委員会等）における意見等を踏まえ、外部の知見を積極的に活用した。

3. ホームページの充実及び広報活動の推進

- (1) 広報誌（鉄道・運輸機構だより）を年 4 回発行し、ホームページで公表した。
- (2) 機構業務紹介用として作成した P R 用映像をホームページで公開したほか、鉄道フェスティバル（平成 25 年 10 月）では鉄道建設工事の記録映像を放映する等積極的に情報発信を進めた。
- (3) プレスリリース、I R 情報等の機構の最新情報をホームページの「新着情報」へ掲載した。
- (4) 業務内容の変更に合わせて、機構パンフレットのリニューアルを行い、現場見学会、講演会、鉄道フェスティバル、業務説明会等で配布したほか、ホームページに掲載し、機構の業務内容を広く周知するなど積極的にアピールした。
- (5) 業務の実施状況に合わせて、一部の支社・建設局のパンフレットを改訂し、ホームページに掲載した。
- (6) 従来からの電話・F A X による問合せに加え、ホームページでメール受付を行って国民から広く意見募集を行う仕組みを整えており、平成 25 年度のメールによる意見・問合せは 104 件であった。

問合せに対しては、メールによる返信や問合せ者の意向を確認したうえでの資料提供等問合せ者の理解を得られるような情報提供を行い、情報の双方向化を図った。
- (7) ホームページをより利用しやすいものにするために、外部より募集した「ホーム

ページモニター」からの意見等を聴取し、ホームページの充実に努めた。

4. 国民に対する情報発信

(1) 「鉄道の日」に関連して本社及び各支社・建設局において、「鉄道の日」実行委員会が主催する「鉄道フェスティバル」等の記念イベントに参加した。

・「鉄道の日」関連行事の主催、参加5箇所を実施

(2) 鉄道建設の現場見学会や現場ウォーク等における地元住民等への工事に関する具体的な説明を通じ、機構の鉄道建設事業に対する理解の促進を図った。

(主な現場見学会)

- | | |
|-----------|----------------------|
| ・北海道新幹線 | 現場見学会（北斗市、七飯町） |
| ・北陸新幹線 | レールウォーク（富山市、金沢市、白山市） |
| ・北陸新幹線 | 駅見学会（高岡市） |
| ・九州新幹線 | 現場見学会（大村市、武雄市、嬉野市） |
| ・相鉄・JR直通線 | 現場見学会（横浜市） |

等、各地方機関において計111回実施。いずれのイベントにおいても、多くの参加者から鉄道建設事業への関心と期待が寄せられた。

○環境対策に資する取組み

1. 環境負荷の低減に向けた取組みの推進等

機構業務の実施に際して、環境負荷低減の取組みを着実に推進した。また、鉄道や船舶が他の交通機関に比べ環境にやさしく、今日における我が国の地球温暖化問題をはじめとする環境対策に大きく貢献することに鑑み、「地球環境にやさしい交通ネットワーク整備の構築」に向けた取組みを推進した。

(1) オフィス活動に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量削減の取組み

① 職員の環境意識の向上を目的に、本社職員が地方機関に赴き、地方機関の管理職及び現場長を対象とした「環境対策に係る業務研修」を以下のとおり実施した。

平成25年10月7日	青森新幹線建設局
平成25年10月15日	国鉄清算事業さいたま支所
平成25年11月6日	大阪支社及び国鉄清算事業西日本支社
平成25年12月2日	九州新幹線建設局

② オフィス活動に伴う環境負荷の最新の状況を全社的に共有するため、「現状の可視化」として本社・各地方機関の四半期ごとのデータ及びその分析結果をイントラネットに掲載し、情報の更新のみならず、研修で使用した外部講師に

よる節電対策資料等を載せるなど、掲載情報の充実を図った。

(2) 共有船舶建造

- ① 環境にやさしい船舶（スーパーエコシップ、先進二酸化炭素低減化船、高度二酸化炭素低減化船、フルダブルハルタンカー（海洋汚染防止対策船）等）の共有建造支援を推進した。
- ② 上記船舶のうち、政策効果のより高い船舶の建造比率を 90%以上とする目標を掲げ、重点的な取組みを推進した結果、建造比率を 100%とした。

(3) 鉄道建設工事及び旧国鉄から承継した土地処分に際しての基盤整備工事

- ① 国に準じて定めた「建設リサイクルガイドライン」に従い、建設リサイクル・廃棄物の削減対策などの取組みを推進した。
- ② 上記のほか、整備新幹線や都市鉄道等の整備にあたっては、地球温暖化対策としてCO₂排出量が削減されるベルトコンベアによるトンネル掘削土の運搬及び車両基地において自然風や室内外の温度差などの自然のエネルギーを利用して行われる換気方法等、省エネルギー化に資する設備を積極的に導入するとともに、有害物質管理としてトンネル工事用排水における水質管理を徹底した。また、絶滅危惧種等に指定されている動植物種への影響がないよう生態系への環境配慮の取組みを推進した。

2. 環境対策への取組みの公表

これらの取組みに関する最新の状況について、国民に分かりやすく提示する観点から、図表、写真等を活用しながら「環境報告書 2013」をとりまとめ、ホームページで公表するとともにプレスリリースも実施した（平成 25 年 9 月）。

また、上記報告書を関係官署等へ配布するとともに「鉄道フェスティバル」、「『鉄道の日』記念講演会」等で配布した。

さらに、鉄道や船舶は他の輸送機関に比べてエネルギー効率に優れた輸送機関であり、機構はこれらの建設・整備を通じて地球環境にやさしい交通ネットワークの構築に貢献していることについて、環境報告書・ホームページ・広報誌を通じPRした。



図 1.6-1 「現状の可視化」の
イントラネットでの掲載状況



図 1.6-2 「環境報告書 2013」の公表状況

■中期目標達成に向けた見直し

○内部統制に関する取組み

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の内容等に沿って、国や他法人の動向等も踏まえつつ、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守のための体制強化を含め、内部統制をさらに拡充・強化することにより、中期目標を達成することは可能と考えている。

○情報セキュリティ水準を適切に維持するための取組み

政府統一基準に基づき、平成 20 年度に機構情報セキュリティポリシーを制定し、翌年度から情報セキュリティに関する部内研修の実施、自己点検、監査、実施要領の見直し等を毎年実施し、業務従事者のセキュリティ対策への理解・意識の浸透を図っている。引き続き計画的に情報セキュリティに関する P D C A サイクルを実施していくことにより、情報セキュリティ水準の維持・向上を図り、安全かつ安心で効率的な業務運営を推進する。

以上のことから、中期目標を達成することは可能と考えている。

○業務運営の透明性の確保に関する取組み

平成 26 年度以降も引き続き主な業務の実施状況、役職員の給与水準、入札結果や契約の情報、財務の状況等について、積極的な情報提供を行うとともに、外部の知見の積極的な活用、各種イベント等の機会を通じて、業務運営の透明性を確保していくことで、中期目標を達成することは可能と考えている。

○環境対策に資する取組み

平成 26 年度も引き続き、オフィス活動に伴う環境負荷低減に向けた取組みを含め、各業務における環境負荷の低減に係る取組みを着実に推進する。また、環境に関する動向を踏まえつつ、新たな「環境行動計画」を策定する。